

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
----	-----

規 則	
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課）	1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3目 乳児院（第135条―第137条）」を「第3目 削除」に、「第1款 競馬事務所（第184条―第186条）」を「第1款 削除」に改める。

第5条第1項中「知事政策部」を「総合政策部」に改め、同条第2項の表知事政策部の項企画振興部」

中「知事政策部」を「総合政策部」に、「北海道洞爺湖サミット推進局」を「科学ＩＴ振興局 新幹線・交通企画局 地域づくり支援局 地域行政局 地域主権局」に改め、同表企画振興部の項を削り、同表経済部の項中「観光のくにづくり推進局」を「観光局」に改め、同表農政部の項中「食の安全推進局」を「競馬事業室 食の安全推進局」に改め、同条第3項の表新幹線・交通企画局の項中「新幹線対策室」を「空港活性化推進室 新幹線対策室」に、同表保健医療局の項中「地域医師確保推進室」を「地域医師確保推進室 健康安全室」に改める。

第6条第1項の表知事政策部の項中「知 事 政 策 部」を「総 合 政 策 部」に改め、同表企画振興部の項を削り、同表保健福祉部の項中「総務課」を「総務課 施設運営指導課」に改め、同条第2項の表中地域行政局の項を削り、新幹線・交通企画局の項の次に次のように加える。

地 域 行 政 局	市町村課 統計課
-----------	----------

第6条第2項の表保健医療局の項中「医療政策課 健康推進課 食品衛生課 医務業務課

国民健康保険課」を「医療政策業務課」に改め、同表福祉局の項中「指導監査課 障害者保健福祉課」を「障がい者保健福祉課」に改める。

第7条第1項の知事政策部の事項を次のように改める。

総合政策部

- (1) 道の重要政策の総合的な企画及び調整に関する事項
- (2) 道の総合開発計画に関する事項
- (3) 地域の振興に関する事項
- (4) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (5) 広報に関する事項
- (6) 統計に関する事項

第7条第1項の企画振興部の事項を削り、同条第2項の知事政策部知事室の事項中「知事政策部知事室」を「総合政策部知事室」に改め、同項の知事政策部政策審議局の事項中「知事政策部政策審議局」を「総合政策部政策審議局」に改め、同項の知事政策部計画推進局の事項中「知事政策部計画推進局」を「総合政策部計画推進局」に改め、同事項の次に次の2事項を加える。

総合政策部科学ＩＴ振興局

- (1) 科学技術の振興に関すること。
- (2) 道立の試験研究機関に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。
- (3) 情報化の総合的な推進に関すること。

総合政策部新幹線・交通企画局

- (1) 新幹線鉄道の建設の促進に関すること。
- (2) 運輸交通に係る総合調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

第7条第2項の知事政策部北海道洞爺湖サミット推進局の事項を削り、同項の企画振興部地域行政局の事項中「企画振興部地域行政局」を「総合政策部地域行政局」に改め、同項の企画振興部地域づくり支援局の事項中「企画振興部地域づくり支援局」を「総合政策部地域づくり支援局」に改め、同項の企画振興部地域主権局の事項中「企画振興部地域主権局」を「総合政策部地域主権局」に改め、同項の企画振興部科学ＩＴ振興局の事項及び企画振興部新幹線・交通企画局の事項を削り、同項の経済部観光のくにづくり推進局の事項中「経済部観光のくにづくり推進局」を「経済部観光局」に改め、同項の農政部農村振興局の事項の次に次の1事項を加える。

農政部競馬事業室

北海道地方競馬に関すること。

第7条第3項の総務部行政改革局試験研究機関改革推進室の事項の次に次の1事項を加える。

総合政策部新幹線・交通企画局空港活性化推進室

地域の航空及び新千歳空港周辺対策に関すること。

第7条第3項の企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室の事項中「企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室」を「総合政策部新幹線・交通企画局新幹線対策室」に改め、同項の保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室の事項中「地域の」の次に「医療体制及び」を加え、同事項の次に次の1事項を加える。

保健福祉部保健医療局健康安全室

- (1) 健康増進及び生活習慣病予防並びに感染症対策に関すること。
- (2) 食品安全及び生活衛生に関すること。

第8条の2の行政改革課の事項第7号中「の総括」を削る。

第9条（見出しを含む。）中「知事政策部」を「総合政策部」に改め、同条に次の2号を加える。

- (3) 全国知事会議に関すること。
- (4) 地方行政連絡会議に関すること。

第9条の2の見出し及び同条第1項中「知事政策部知事室」を「総合政策部知事室」に改め、同項の広報広聴課の事項第4号を削り、同項の道政相談センターの事項第2号中「道政相談」の次に「及び陳情等の処理」を加える。

第9条の3及び第9条の4を次のように改める。

（総合政策部科学 I T 振興局の課）

第9条の3 総合政策部科学 I T 振興局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

科学技術振興課

- (1) 科学技術の振興に関すること。
- (2) 道立の試験研究機関に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

情報政策課

- (1) 情報化施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 行政情報化及び地域情報化に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 情報システムの運営に係る指導及び支援に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁用情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。

（総合政策部新幹線・交通企画局の課）

第9条の4 総合政策部新幹線・交通企画局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

交通企画課

- (1) 運輸交通に係る総合調整に関すること（他部室の主管に属するものを除く。）。
- (2) 物流拠点の形成に係る企画及び調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 乗合自動車の運行確保に関すること。

(4) 離島等の連絡船舶の運行確保に関すること。

第9条の5及び第9条の6を削る。

第10条を次のように改める。

（総合政策部地域行政局の課）

第10条 総合政策部地域行政局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

市町村課

- (1) 市町村自治の振興に関すること。
- (2) 市町村の行政及び財政に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 市町村に係る特別地方公共団体に関すること。
- (4) 市町村の公営企業に関すること。
- (5) 市町村職員共済組合に関すること。
- (6) 自衛官の募集に関すること。
- (7) 行政書士に関すること。
- (8) 公有地の拡大の推進に関すること（市町村土地開発公社に係るものに限る。）。
- (9) 選挙管理委員会との連絡に関すること。
- (10) 市町村における地方独立行政法人の設立に関すること。
- (11) 広域行政に係る施策の推進に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

統計課

- (1) 統計調査の総合調整に関すること。
- (2) 統計調査の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 統計資料の収集、整理、保存及び公表に関すること。

2 市町村財政健全化支援室の分掌事務は、前項の市町村課の分掌事務のうち第2号に掲げる事務（市町村の財政に関することに限る。）並びに第4号及び第8号に掲げる事務とする。

第12条の総務課の事項第5号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

施設運営指導課

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査及び医療安全相談に関すること。
- (2) 社会福祉法人その他の社会福祉事業団体及び社会福祉施設並びに社会福祉事業に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の運営等の指導及び監査に関すること。

第12条の2の医療政策課の事項中「医療政策課」を「医療政策業務課」に改め、同事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 診療所に関すること。

第12条の2の医療政策課の事項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 医療施設（他課の主管に属するものを除く。）及び医療法人に関すること。
- (5) 医師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第12条の2の医療政策課の事項に次のように加える。

- (6) 死体の解剖及び保存に関すること。
- (7) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に関すること。
- (8) 薬局並びに医薬品等の製造販売業、製造業及び販売業に関すること。
- (9) 毒物、劇物等の取締りに関すること。
- (10) 覚せい剤の取締りに関すること。
- (11) 麻薬、向精神薬、あへん及び大麻の取締りに関すること。
- (12) 安全な血液製剤の安定供給の確保に関すること。
- (13) 臓器等の移植医療の推進に関すること。
- (14) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。
- (15) その他薬事に関すること。
- (16) 国民健康保険事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- (17) 国民健康保険事業の運営指導に関すること。
- (18) 国民健康保険事業の運営の安定化対策に関すること。
- (19) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に関すること。
- (20) 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に関すること。
- (21) 後期高齢者医療に係る事業の総合的な企画及び調整に関すること。
- (22) 後期高齢者医療に係る事業の運営指導に関すること。
- (23) 特定疾患に関すること。
- (24) 原子爆弾被爆者の医療及び健康診断に関すること。

第12条の2の健康推進課の事項、食品衛生課の事項、医務業務課の事項及び国民健康保険課の事項を削る。

第12条の3の高齢者保健福祉課の事項第8号中「向上」の次に「並びに登録及び管理」を加え、同事項に次の2号を加える。

- (9) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定に関すること。
- (10) 老人福祉施設及び有料老人ホームの認可、届出、指導及び監査に関すること。

第12条の3の指導監査課の事項を削り、同条の障害者保健福祉課の事項中「障害者保健福祉課」を「障がい者保健福祉課」に改め、同事項に次の1号を加える。

- (8) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定

に関すること。

第13条の5の農政課の事項第3号を削る。

第19条の建設政策課の事項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 北海道新幹線の建設に関連する公共事業等に係る調整に関すること。

第20条の2の都市計画課の事項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条の都市環境課の事項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 市町村のまちづくりに関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第27条第1項中「知事政策部総務課を「総合政策部総務課」に改める。
企画振興部総務課」

第28条第1項中「掲げる課」を「掲げる課等」に改め、同条第2項中「参事その他の」を「局長及び」に改め、「又は局」、「それぞれ」及び「又は局の局長」を削る。

第29条中「局又は」を「局、室又は」に改め、同条の表中

北海道総合開発委員会	知事政策部	計画推進局
北海道国土利用計画審議会	企画振興部	総務課
北海道土地利用審査会		総務課
自治紛争処理委員		地域行政局市町村課
北海道固定資産評価審議会		地域行政局市町村課
北海道本人確認情報保護審議会		地域行政局市町村課
北海道市町村合併推進審議会		地域主権局
市町村合併調整委員		地域主権局
北海道道州制特別区域提案検討委員会		地域主権局
北海道運輸交通審議会		新幹線・交通企画局交通企画課
北海道科学技術審議会		科学ＩＴ振興局科学技術振興課

を

北海道総合開発委員会	総合政策部	計画推進局
北海道国土利用計画審議会		計画推進局
北海道土地利用審査会		計画推進局

北海道科学技術審議会	科学 I T 振興局科学技術振興課
北海道運輸交通審議会	新幹線・交通企画局交通企画課
自治紛争処理委員	地域行政局市町村課
北海道固定資産評価審議会	地域行政局市町村課
北海道本人確認情報保護審議会	地域行政局市町村課
北海道市町村合併推進審議会	地域主権局
市町村合併調整委員	地域主権局
北海道道州制特別区域提案検討委員会	地域主権局

に改め、

北海道交通安全連絡協議会	生活局くらし安全課
--------------	-----------

を削り、

北海道社会福祉審議会	保健福祉部	総務課
准看護師試験委員		保健医療局医療政策課
北海道生活衛生適正化審議会		保健医療局食品衛生課
北海道公衆浴場入浴料金審議会		保健医療局食品衛生課
北海道地方薬事審議会		保健医療局医務薬務課
北海道麻薬中毒審査会		保健医療局医務薬務課
北海道医療審議会		保健医療局医務薬務課
北海道国民健康保険審査会		保健医療局国民健康保険課
北海道後期高齢者医療審査会		保健医療局国民健康保険課
北海道介護保険審査会		福祉局高齢者保健福祉課
北海道地方障害者施策推進協議会		福祉局障害者保健福祉課
北海道精神保健福祉審議会		福祉局障害者保健福祉課
北海道障害者介護給付費等不服審査会		福祉局障害者保健福祉課

を

北海道社会福祉審議会	保健福祉部	総務課
------------	-------	-----

北海道地方薬事審議会	社 部	保健医療局医療政策薬務課
北海道麻薬中毒審査会		保健医療局医療政策薬務課
北海道医療審議会		保健医療局医療政策薬務課
北海道国民健康保険審査会		保健医療局医療政策薬務課
北海道後期高齢者医療審査会		保健医療局医療政策薬務課
准看護師試験委員		保健医療局地域医師確保推進室
北海道生活衛生適正化審議会		保健医療局健康安全室
北海道公衆浴場入浴料金審議会		保健医療局健康安全室
北海道介護保険審査会		福祉局高齢者保健福祉課
北海道地方障害者施策推進協議会		福祉局障がい者保健福祉課
北海道精神保健福祉審議会		福祉局障がい者保健福祉課
北海道障害者介護給付費等不服審査会		福祉局障がい者保健福祉課

に、「観光のくにづくり推進局」を「観光局」に、

北海道農業・農村振興審議会	農政課
---------------	-----

を

北海道農業・農村振興審議会	農政課
北海道地方競馬運営委員会	競馬事業室

に改める。

第3章第5節第13款第3目を次のように改める。

第3目 削除

第135条から第137条まで 削除

第140条中「指導課」を「自立支援課」に改める。

第176条の表北海道立滝川高等技術専門学院の項を削る。

第178条の表中	滝川高等技術専門学院 網走高等技術専門学院	を	網走高等技術専門学院
----------	--------------------------	---	------------

に改める。

第3章第7節第1款を次のように改める。

第1款 削除

第184条から第186条まで 削除

第256条の企画総務部の事項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 建築物の防火及び室内安全に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第256条の居住科学部の事項に次の1号を加える。

(4) 建築物の室内空気質対策に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第256条の環境科学部の事項第3号を削る。

第257条中「及び企画指導室」を「、企画指導室及び性能評価室」に改め、同条の企画指導室の事項第4号及び第5号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

性能評価室

(1) 性能評価を行うこと。

(2) 依頼試験、実験室等の使用の調整を行うこと。

(3) 建築物の防火及び室内安全に関する研究、調査、試験及び指導を行うこと。

第262条の6の社会福祉課の事項に次の1号を加える。

(8) 障害者の福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

第262条の17の保健福祉企画課の事項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第262条の25第2項の企画調整室の事項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第279条の3の表北海道地方競馬運営委員会の項を削る。

別表第7の2網走土木現業所北見出張所の項中「（常呂町字常呂、常呂町字東浜、常呂町字土佐、常呂町字岐阜、常呂町字栄浦、常呂町字共立、常呂町字豊川、常呂町字富丘、常呂町字福山、常呂町字日吉、常呂町字吉野及び常呂町字登の区域を除く。）」を削る。

別表第8中

「		を	」
車庫長	上司の命を受け、運転技術員を指揮して庁用自動車の運転及び保全に関する業務に従事する。		
暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士等を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。		

「		に、「知事政策部」を	」
暖房長	上司の命を受け、ボイラー技士等を指揮して汽かんの操作管理及び修理に関する業務に従事する。		

「総合政策部」に改め、同表の保健福祉部の部を次のように改める。

保健福祉部	施設運営指導課	医療指導参事	上司の命を受け、医療法に基づく立入検査及び医療安全相談並びに指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定相
-------	---------	--------	--

		談支援事業者及び老人保健福祉施設の指導及び監査に関する事務に従事する。
保健医療局 地域医師確保推進室	医療参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事する。
保健医療局 健康安全室	医療参事	上司の命を受け、地域保健及び健康危機管理に関する事務並びに歯科保健に関する指導等の事務に従事する。
保健医療局 医療政策業務課	医療参事	上司の命を受け、医療技術に関する指導等の事務に従事する。
	医療指導参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導監察に関する事務に従事する。
福祉局福祉 援護課	医療指導参事	上司の命を受け、医療技術に係る生活保護業務等の指導監察に関する事務に従事する。
福祉局高齢 者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、高齢者保健福祉等の保健医療、老人福祉施設及び有料老人ホームの指導及び監査に関する指導等の事務に従事する。
福祉局障がい者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、精神保健福祉等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。
子ども未来 推進局	医療参事	上司の命を受け、母子保健等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。

別表第8その2知事政策部政策審議局の項中「知事政策部政策審議局」を「総合政策部政策審議局」に改め、同表知事政策部計画推進局の項中「知事政策部計画推進局」を「総合政策部計画推進局」に改め、同項に次の8事項を加える。

- 3 国費予算の総合調整に関すること。
- 4 社会資本整備の総合調整に関すること。
- 5 土地対策の企画及び総合調整に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- 6 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- 7 土地取引の規制及び地価の調査に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- 8 不動産鑑定業者及び不動産鑑定士に関すること。
- 9 水の有効利用に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

10 千歳川流域の治水対策に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

別表第8その2知事政策部北海道洞爺湖サミット推進局の項を次のように改める。

総合政策部新幹線・交通企画局	次に掲げる事務 1 新千歳空港の国際拠点空港化に関すること。 2 地方空港の国際化に関すること。 3 新千歳空港の24時間運用対策に関すること。 4 空港に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。 5 航空路線の確保に関すること。
----------------	---

別表第8その2企画振興部地域づくり支援局の項中「企画振興部地域づくり支援局」を「総合政策部地域づくり支援局」に改め、同項の次に次のように加える。

総合政策部地域行政局	経済の調査及び分析に関する事務
------------	-----------------

別表第8その2企画振興部地域主権局の項中「企画振興部地域主権局」を「総合政策部地域主権局」に改め、同表企画振興部新幹線・交通企画局の項及び企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室の項を削り、同表保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室の項を次のように改める。

保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室	次に掲げる事務 1 地域の医療に係る企画及び総合調整に関すること。 2 へき地医療に関すること。 3 周産期医療に関すること。 4 保健師、助産師、看護師及び准看護師に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 5 衛生学院及び看護学院に関すること。
---------------------	--

別表第8その2保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室の項の次に次のように加える。

保健福祉部保健医療局健康安全室	次に掲げる事務 1 健康の増進に関すること。 2 生活習慣病の予防に関すること。 3 疾病対策の企画及び総合調整に関すること。 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関すること。 5 栄養士及び調理師に関すること。 6 栄養指導及び健康・栄養調査に関すること。 7 歯科保健に関すること。 8 歯科医師、歯科衛生士及び歯科技工士に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
-----------------	--

- 9 衛生研究所及び保健所に関すること。
- 10 その他公衆衛生に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- 11 食品衛生に関すること。
- 12 と畜場に関すること。
- 13 食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関すること。
- 14 狂犬病の予防に関すること。
- 15 化製場等に関すること。
- 16 食肉衛生検査所に関すること。
- 17 理容師、美容師、クリーニング師及び製菓衛生師に関すること。
- 18 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所に関すること。
- 19 生活衛生同業組合に関すること。
- 20 公衆浴場の入浴料金の統制に関すること。
- 21 温泉に関すること。

別表第8その2経済部観光のくにづくり推進局の項中「経済部観光のくにづくり推進局」を「経済部観光局」に改め、同項の次に次のように加える。

農政部競馬事業室	北海道地方競馬の総合調整及び実施に関する事務
----------	------------------------

別表第9総務部人事局法制文書課文書館の項の次に次のように加える。

保健福祉部施設運営指導課	医療参事	上司の命を受け、医療法に基づく立入検査及び医療安全相談並びに指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者及び老人福祉施設の指導及び監査に関する事務に従事する。
--------------	------	---

別表第9保健福祉部保健医療局国民健康保険課の項中「保健福祉部保健医療局国民健康保険課」を「保健福祉部保健医療局医療政策業務課」に改める。

別表第10の(1)の表中

「 肢体不自由 児施設 乳児院 」	を	「 肢体不自由 児施設 」	に、
「 衛生学院の 」	教務主幹	上司の命を受け、担当の教務を処理する。	

学務課 旭川高等看護学院	教務主査	上司の命を受け、教務を処理する。
看護学院 (旭川高等看護学院を除く。)	教務主幹	所長等の命を受け、担当の教務を処理する。
	教務主査	上司の命を受け、教務を処理する。

を

衛生学院の学務課 看護学院	教務主幹	上司の命を受け、担当の教務を処理する。
	教務主査	上司の命を受け、教務を処理する。

に改め、同表

乳児院の項を削る。

別表第11の(1)の表中「旭川高等看護学院」を「看護学院」に改め、「競馬事務所」を削り、

「工業試験場」を「工業試験場
食品加工研究センター」に改め、「競馬事務所の課」を削り、別表

第11の(2)の表計量検定所の支所の項の次に次のように加える。

高等技術専門 学院の分校	主査	上司の命を受け、担任の業務を処理する。
-----------------	----	---------------------

別表第11の(2)の表中「支庁の道税事務所の課」を「支庁の道税事務所の課
支庁の商工労働事務所」に改める。

別表第15の(1)の表副主幹の項の次に次のように加える。

専門幹	上司の命を受け、特定の企画等に関する事務に従事する。
-----	----------------------------

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

知事政策部知事室秘書課	総合政策部知事室秘書課
知事政策部知事室広報聴課	総合政策部知事室広報聴課
知事政策部知事室国際課	総合政策部知事室国際課
知事政策部知事室国際課パスポートセンター	総合政策部知事室国際課パスポートセンター
知事政策部知事室道政相談センター	総合政策部知事室道政相談センター
知事政策部総務課	総合政策部総務課
知事政策部政策審議局	総合政策部政策審議局
知事政策部計画推進局	総合政策部計画推進局
企画振興部総務課（社会資本グループ、土地水調整グループ及び土地利用計画グループの職員である者に限る。）	総合政策部計画推進局
企画振興部総務課（経済調査グループ及び経済分析グループの職員である者に限る。）	総合政策部地域行政局
企画振興部総務課（経済調査グループ、経済分析グループ、社会資本グループ、土地水調整グループ及び土地利用計画グループの職員である者を除く。）	総合政策部総務課
企画振興部地域行政局市町村課	総合政策部地域行政局市町村課
企画振興部地域行政局市町村課市町村財政健全化支援室	総合政策部地域行政局市町村課市町村財政健全化支援室
企画振興部地域行政局統計課	総合政策部地域行政局統計課
企画振興部地域づくり支援局	総合政策部地域づくり支援局
企画振興部地域主権局	総合政策部地域主権局
企画振興部科学 I T 振興局科学技術振興課	総合政策部科学 I T 振興局科学技術振興課
企画振興部科学 I T 振興局情報政策課	総合政策部科学 I T 振興局情報政策課

企画振興部新幹線・交通企画局交通企画課	総合政策部新幹線・交通企画局交通企画課
企画振興部新幹線・交通企画局（参事の職務に係る者に限る。）	総合政策部新幹線・交通企画局空港活性化推進室
企画振興部新幹線・交通企画局新幹線対策室	総合政策部新幹線・交通企画局新幹線対策室
保健福祉部保健医療局医療政策課（地域医療グループ及び看護対策グループの職員である者を除く。）	保健福祉部保健医療局医療政策業務課
保健福祉部保健医療局医療政策課（地域医療グループ及び看護対策グループの職員である者に限る。）	保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室
保健福祉部保健医療局健康推進課（特定疾患グループの職員である者を除く。）	保健福祉部保健医療局健康安全室
保健福祉部保健医療局健康推進課（特定疾患グループの職員である者に限る。）	保健福祉部保健医療局医療政策業務課
保健福祉部保健医療局食品衛生課	保健福祉部保健医療局健康安全室
保健福祉部保健医療局医務業務課	保健福祉部保健医療局医療政策業務課
保健福祉部保健医療局国民健康保険課	保健福祉部保健医療局医療政策業務課
保健福祉部福祉局指導監査課（運営推進グループの職員である者に限る。）	保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課
保健福祉部福祉局指導監査課（運営推進グループの職員である者を除く。）	保健福祉部施設運営指導課
保健福祉部福祉局障害者保健福祉課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
経済部観光のくにづくり推進局	経済部観光局
建設部まちづくり局都市計画課（市町村ののまちづくりに関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部まちづくり局都市環境課

- 3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であつて、別に発令をされないものは、引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

環境科学研究センター企画総務部環境 G I S 科長	環境科学研究センター環境科学部環境 G I S 科長
石狩支庁地域振興部総務課出納需品係長	石狩支庁地域振興部総務課需品係長

石狩支庁地域振興部課税課不動産取得税第一係長	石狩支庁地域振興部課税課不動産取得税係長
石狩支庁地域振興部課税課不動産取得税第二係長	石狩支庁地域振興部課税課主査
石狩保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課主査（保険指導に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	保健福祉部施設運営指導課
渡島支庁地域振興部総務課出納需品係長	渡島支庁地域振興部総務課需品係長
渡島支庁地域振興部課税課不動産取得税第一係長	渡島支庁地域振興部課税課不動産取得税係長
渡島支庁地域振興部課税課不動産取得税第二係長	渡島支庁地域振興部課税課主査
檜山支庁地域振興部総務課出納需品係長	檜山支庁地域振興部総務課需品係長
後志支庁地域振興部総務課出納需品係長	後志支庁地域振興部総務課需品係長
後志支庁小樽商工労働事務所労働課長	後志支庁小樽商工労働事務所主査
後志支庁小樽商工労働事務所商工課長	後志支庁小樽商工労働事務所主査
空知支庁地域振興部総務課出納需品係長	空知支庁地域振興部総務課需品係長
空知支庁地域振興部課税課不動産取得税第一係長	空知支庁地域振興部課税課不動産取得税係長
空知支庁地域振興部課税課不動産取得税第二係長	空知支庁地域振興部課税課主査
上川支庁地域振興部総務課出納需品係長	上川支庁地域振興部総務課需品係長
上川支庁地域振興部課税課不動産取得税第一係長	上川支庁地域振興部課税課不動産取得税係長
上川支庁地域振興部課税課不動産取得税第二係長	上川支庁地域振興部課税課主査
留萌支庁地域振興部総務課出納需品係長	留萌支庁地域振興部総務課需品係長
宗谷支庁地域振興部総務課出納需品係長	宗谷支庁地域振興部総務課需品係長
網走支庁地域振興部総務課出納需品係長	網走支庁地域振興部総務課需品係長
胆振支庁地域振興部総務課出納需品係長	胆振支庁地域振興部総務課需品係長
日高支庁地域振興部総務課出納需品係長	日高支庁地域振興部総務課需品係長
十勝支庁地域振興部総務課出納需品係長	十勝支庁地域振興部総務課需品係長

十勝支庁地域振興部課税課不動産取得税第一係長	十勝支庁地域振興部課税課不動産取得税係長
十勝支庁地域振興部課税課不動産取得税第二係長	十勝支庁地域振興部課税課主査
釧路支庁地域振興部総務課出納需品係長	釧路支庁地域振興部総務課需品係長
釧路支庁地域振興部課税課不動産取得税第一係長	釧路支庁地域振興部課税課不動産取得税係長
釧路支庁地域振興部課税課不動産取得税第二係長	釧路支庁地域振興部課税課主査
根室支庁地域振興部総務課出納需品係長	根室支庁地域振興部総務課需品係長

